

原議保存期間5年  
(平成25年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内関係局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丁犯収発第26号  
平成20年2月25日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官

意見陳述等実施要領の運用上の留意事項について

犯罪による収益の移転防止に関する法律第17条の規定による意見陳述等については「意見陳述等実施要領」(「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部の施行に伴う下位法令の公布及び意見陳述等の実施要領について」(平成20年2月25日付け警察庁丙組犯収発第13号ほか)別添6)により行うこととされているところであるが、その運用に当たって留意すべき事項は、別添「意見陳述等実施要領の運用上の留意事項について」のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 別添

意見陳述等実施要領の運用上の留意事項について

### 1 報告徴収等により把握すべき事項

#### (1) 特定事業者に関する事項

特定事業者の主たる事務所又は営業所の所在地

代表者、法人の場合はその役員（監査役・執行役員を含む）等

#### (2) 特定事業者の実態に関する事項

業務の運営状況

資産及び負債並びに損益などの経営状況 等

#### (3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）の義務に関する事項

本人確認及び本人確認記録の作成・保存の状況

取引記録等の作成・保存の状況

疑わしい取引の届出の状況 等

#### (4) 法違反の背景と意見陳述に必要な事項

経営者の法令遵守に対する考え方や具体的な取組

役職員に対する法令の遵守に関する教養又は研修の実施状況 等

### 2 調査（実施要領第3の1関係）

#### (1) 調査の方法

調査を実施するに当たって、調査の法的根拠が明確化されることなどにより円滑に相手方の協力を得られると認められるような場合には、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第9号）別記様式第6号の照会書を積極的に活用すること。

#### (2) 結果の報告

警視庁又は道府県警察本部の法主管課長（以下「警察本部主管課長」という。）が調査を実施した場合は、当該調査の方法、調査により判明した事実、法違反の背景等を報告するとともに、その他参考となる資料を添付すること。

### 3 報告徴収（実施要領第3の2関係）

#### (1) 報告徴収書の送達

報告徴収書の送達を行う場合は、身分を明らかにした上で、報告を求める事項又は提出を求める資料について十分な説明を行うこと。

#### (2) 行政不服審査法等の規定による教示

報告徴収は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示が必要となることに留意すること。

#### (3) 特定事業者が報告徴収に応じない等の場合の措置等

報告徴収は、法第17条第2項の規定に基づいて行われるものであり、その報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者については、罰則の適用があることをあらかじめ相手方に説明すること。また、このような行為

が行われた場合には、送達の任に当たる職員は、将来の事件化に備え、その経過を記録化するとともに、その理由を書面により提出するよう特定事業者に求めるなど、証拠となり得る資料を作成しておくこと。

#### 4 立入検査（実施要領第3の3関係）

##### (1) 立入検査に際しての心構え

立入検査は、犯罪による収益の移転の防止に関する法律（以下「法」という。）の施行に必要な限度で行い得るものであり、立入りの場所、検査する物件及び質問事項が、立入検査の目的以外に及ぶことのないように留意すること。

特定事業者、顧客その他関係者の名誉又は信用を害することのないように留意すること。

##### (2) 立入検査の手順

立入検査は、原則として、以下のとおり実施すること。ただし、立入検査の状況等によっては、適宜犯罪収益移転防止管理官と緊密な連絡を図った上、機動的な対応を行うこと。

###### 立入検査の事前準備

ア 立入検査を実施する警察本部主管課長は、特定事業者の業務内容や規模等を踏まえて、複数の警察職員からなる検査班を編成し、そのうち1名を検査責任者として指名する。

イ 都道府県公安委員会は、立入検査を適確に行うため必要があると認めるときは、警察法第60条第1項の規定により、警察庁又は他の都道府県警察に対して法主管部局職員の派遣等の援助を要求することができることを踏まえ、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、その必要を認めるときは、事前に犯罪収益移転防止管理官及び管区警察局広域調整担当部長に対する連絡調整を行う。

ウ 警察本部長は、アの検査班を構成する警察職員に対して犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）別記様式第5号の身分証明書（以下「身分証明書」という。）を発行する。

エ 検査班を構成する警察職員に対しては、あらかじめ立入検査により把握すべき事項、立入検査の手続、法違反を発見した場合の措置等について所要の教養を実施するものとする。

###### 立入検査の実施

ア 立入検査は、特定事業者による資料等の隠匿、廃棄等を防止し、その実効性を確保する観点から、原則として、無予告で実施する。

イ 立入検査は、事業所の責任者又はこれに代わるべき者（以下「立会人」という。）の立会を得て実施する。

ウ 検査責任者は、立入検査の開始に当たり、立会人に対して身分証明書を提示して、立入検査を行う旨を告げる。

エ 検査班を構成する警察職員は、立会人から請求があった場合には、検査の際

に携帯すべき身分証明書を提示すること。

オ 立入検査は、法第17条第3項の規定に基づいて行われるものであり、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者については、罰則の適用があることをあらかじめ相手方に説明する。また、このような行為が行われた場合には、立入検査に従事する職員は、将来の事件化に備え、その経過を記録するとともに、その理由を書面により提出するよう特定事業者に求めるなど、証拠となり得る資料を作成しておくこと。

カ 立入検査の相手方に対し、改善を要する具体的事項や行政処分の可能性等について軽率に言及しないよう留意する。

立入検査終了

ア 検査責任者は、立入検査の終了に当たり、立会人に対して立入検査が終了した旨を明確に告げる。

イ 立入検査終了後、警察本部長は当該身分証明書を速やかに回収する。

結果の報告

警察本部長が警察本部主管課長に立入検査を実施させた場合は、当該立入検査の方法、立入検査により判明した事実、法違反の背景等を報告するとともに、その他参考となる資料を添付すること。